

No	担当課	事業名	事業内容	「生きる支援」との関連性
1	政策推進課	教育大綱の策定	教育大綱の策定	教育振興基本計画とは共有した理念であり、当該計画に位置付けられた事業については、同様に推進するという観点から、関連性は高いと考える(不登校問題・命と人権など)。
2	政策推進課	市民と市長の「対話集会」	首長が自ら地域や住民の活動の場などに出向き、行政について住民と語り合い、行政に関する意見・意向等を聴取することで、行政運営の参考とする。	住民との対話において、自身や家庭の問題・悩み等に関連した行政運営・サービスに対するご意見・ご相談を受ける可能性があり、所管課へつなぐことができる機会の場にもなる。
3	広報国際交流課	行政の情報提供・広聴に関する事務(広報等による情報発信)	・行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 ・自治体のホームページ/フェイスブック/ツイッターによる情報発信 ・新聞各社/テレビ/ラジオでの情報伝達 ・広報番組等の作成 ・広報誌等の編集・発行	住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。担当課から関連施策の広報依頼があれば、適切な時期にリリースする。
4	広報国際交流課	住民ガイドブックの発行	行政のしくみや、役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるように住民ガイドブックを発行する。	ガイドブックの中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図ることができる。
5	市民参画・協働推進課	市民提案型事業補助金	地域課題解決に向けて自主的に取り組む提案型事業に対し、その事業に要する経費を市が一部補助するもの。	提案事業の分野は様々で、地域課題解決だけでなく、悩みを抱えている人の居場所にもなっている。
6	市民参画・協働推進課	あしや市民活動センター管理運営事業	指定管理者によるあしや市民活動センター管理運営	あしや市民活動センターにおいて実施される事業の参加者は、子どもから高齢者まで幅広く、多様な人の集いの場となっている。加えて、市民活動団体の生きがいづくりに繋がっている。
7	市民参画・協働推進課	地区集会所の管理運営事業	指定管理者による地区集会所の管理運営	13地区集会所では、地域コミュニティ活動の拠点として、地域コミュニティ醸成事業・イベント等を開催し、多様な人の居場所づくりとなっている。
8	市民参画・協働推進課	住民への相談事業	住民への相談事業(来庁・電話)・法律・税務相談	・各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。 ・相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知ってもらうことで、その職員がつなぎ役としての対応を取れるようになる可能性がある。
9	総務課	庁舎案内業務委託	本庁舎案内窓口にて庁舎案内業務を行う。	・どこに相談したらよいか迷っている人が、どの窓口に行けばいいか尋ねてくることも少なくないと思われる。 ・市民参画・協働推進課の市民相談窓口やこども家庭・保健センター等への案内を行うことで相談へつなげることができる。
10	人事課	職員の健康管理事務	職員の心身健康の保持/産業医面談/健康相談/EAP相談/健診後の事後指導/ストレスチェック/復職支援/超過勤務者の面談	住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
11	人事課	職員の研修事業	・新任研修 ・昇任時等研修	職員研修(特に新任と管理監督職昇任)の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。
12	債権管理課	納付相談	住民から納付に関する相談を受け付ける	納税や保険料の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況に陥りやすくなる可能性が高い。そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。
13	人権・男女共生課	DV対策基本計画推進事業	デートDV防止授業、DV防止のための予防啓発・講座・研修の実施、DV被害者支援ネットワーク会議の開催、デートDV防止リーフレットの作成・配布、女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン、DV被害者支援等	・予防・啓発、講座、研修の実施等でDVと自殺リスクとの関連性や自殺対策について言及をすること、DV被害者への支援に携わる関係者の中で理解や認識を深めてもらうことができる。 ・DV被害者の支援にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応について一層の理解を深めてもらうことで自殺リスクを抱えた人への支援の拡充を図れる。
14	人権・男女共生課	男女共同参画センター事業	男女共同参画センター事業	男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する情報を取り入れたり、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりすることで市民に対する啓発の機会となり得る。

No	担当課	事業名	事業内容	「生きる支援」との関連性
15	人権・男女共生課	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画センター通信「ウィザス」の発行	情報誌の記事の一部として、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連したトピックも取り入れることにより、住民への情報周知や啓発を図ることができる。
16	人権・男女共生課	人権相談、LGBT(セクシャルマイノリティ)電話相談	「特設人権相談」の実施により、いじめ・いやがらせ、名誉毀損その他のお困りごと、「LGBT(セクシャルマイノリティ)電話相談」の実施により、性別違和や性的指向の悩みなどの解消や整理のための相談による支援を行っています。	人権に関する相談窓口を用意することで、救える人を少しでも増やすことにつながる。
17	人権・男女共生課	女性相談事業	男女共同参画センターでは女性を対象として、女性の相談員による「女性の悩み相談(心の悩み相談・家事相談)」及び「女性のための法律相談」を男女共同参画センターにて随時実施し、悩みや不安の解消や心の整理のための支援をしています。	ひとりて悩みを抱え込まないようにするため、また、問題解決に向けた足掛かりとするため、女性相談事業を実施し、そのお気持ちに寄り添ったり、内容に応じた情報提供、関係機関の紹介等を行うことにより、困難に直面した女性への包括的支援へのきっかけとなり得る。
18	人権・男女共生課	配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの暴力の相談および被害者の支援	・配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。 ・相談の機会を提供することで、当該層の自殺リスクの軽減に寄与し得る。
19	人権・男女共生課	婦人保護事業	芦屋市配偶者暴力支援センター(芦屋市DV相談室)が中心となり、庁内・関係機関と連携して、DV被害者の早期発見、支援を行うと同時に、相談窓口の周知を行っています。	・配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。 ・相談の機会を提供することで、当該層の自殺リスクの軽減に寄与し得る。
20	保険課	保険料の賦課、収納、減免	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握	・保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 ・納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。
21	上宮川文化センター	隣保館相談事業	就労、産業、教育、福祉、保険年金、税、住宅、法律、人権等生活に関わる各種の相談に応じるとともに、関係機関との連携調整を図りながら、自立に向けた支援を行う。	様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。
22	上宮川文化センター	周辺地域巡回活動	隣保館の利用が困難な周辺地域住民に対して、専門家(保健師)による巡回相談を実施	地域の巡回相談を通じて自殺のリスクを抱えている可能性のある住民へのリスク軽減や早期発見につながり得る。
23	上宮川文化センター	子育てフリー相談	子育ての悩みや相談等、児童厚生員との個人面談を行う。	保護者や家庭が問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐなど、支援への接点に繋がる。
24	上宮川文化センター	図書館の管理	・住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 ・映画会・お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供	図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。
25	地域経済振興課	消費生活対策事務	・消費者相談・情報提供 ・消費者教育・啓発 ・消費者団体活動支援	・消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 ・消費生活に関する相談をきっかけに、包括的な問題の解決に向けて、適切な窓口(こころの整理相談やいのちの電話、その他自殺防止相談等)へつなげるなどの対応が可能となり得る。
26	地域経済振興課	無料労働相談	労働時間や解雇、年金など、労働問題全般にわたる労使間のトラブルや悩みに対して、意見や適切なアドバイスを提供するため、社会保険労務士による労働相談日を開設。	労働問題を解決するために何が正しく案内を行うことにより、トラブルの解決を行う。
27	地域福祉課	地域福祉の推進事業	「第4次地域福祉計画(令和4年度～令和8年度)」に基づき、社会福祉協議会をはじめとした様々な関係機関との連携による、分野や属性を問わない相談支援体制づくりや参加と協働による「ともに支え合う共生のまちづくり」に向け、多様な取組を推進する。	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進との連動は、様々な関係者や関係機関との情報共有や連携による自殺対策を進める上でも重要である。
28	地域福祉課	地域包括ケアシステムの構築	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築する。	・地域包括ケアシステムの構築は、地域包括ケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担う。 ・種々の取組を通じて、相談支援体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。
29	地域福祉課	民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生委員・児童委員にはある。

No	担当課	事業名	事業内容	「生きる支援」との関連性
30	地域福祉課	権利擁護支援センター	高齢者や障がいのある人などの権利侵害への対応や、成年後見制度の利用など、権利擁護に関するさまざまな相談・支援等の実施（特定非営利活動法人PASネット及び社会福祉協議会に委託）	・判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障がい等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 ・事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となる。
31	地域福祉課	総合相談窓口	福祉に関するさまざまな相談に対応し、相談内容に応じた専門機関へのつなぎ等を行う。（社会福祉協議会に委託）	自殺のリスクを抱えた（抱え込みかねない）相談者がいた場合に、職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担える可能性がある。
32	地域福祉課	生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援事業）	経済的困窮や社会的孤立などの生活困窮者に対する、自立支援に向けた相談支援を実施（社会福祉協議会に委託）	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。 そのため、両事業の連動性を高めていくことが重要である。
33	生活援護課	生活保護施行に関する事務	就労支援・相談支援・資産調査	生活保護受給者へ、担当のCWが世帯の状況に応じて各種相談・支援を講じており、状態が深刻化する前に自殺リスクの要因にアプローチできる可能性が高い。
34	生活援護課	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	扶助受給等の機会を通じて当人や家族の状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぐことで、自殺の未然防止を図ることができる。
35	生活援護課	中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	・言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性もある。 ・相談・助言を通じて抱えている問題の把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
36	障がい福祉課	障害福祉計画策定・管理事業	障がい者（児）福祉計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障がい者（児）福祉計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定を行う。	障がい福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。
37	障がい福祉課	障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、相談支援事業にかかわる者への人材育成研修（SV研修）、その他障がい者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターの運営等を行う。また、虐待防止センターの機能も持つ。	センターで相談対応にあたる職員には、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。
38	障がい福祉課	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	虐待への対応を糸口にして、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。
39	障がい福祉課	相談支援事業	障がいのある人とそのご家族・支援者からの相談対応	・障がいのある人や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクの高い人もいる。 ・相談の機会を、そうした人の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。
40	障がい福祉課	精神保健に関する相談支援事業	精神障がいのある人及び精神保健に課題を抱える人に対する相談支援や心身の状態に応じた支援、精神保健に課題を抱える人等への相談援助を行う。	自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。
41	障がい福祉課	障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。	基幹相談支援センターは、主に複合的な課題を抱える方・支援困難ケースを対応しており、支援する中で希死念慮のある方等に対しては適宜関係機関と連携しながら支援に当たっている。
42	高齢介護課	地域包括支援センターの運営	高齢者相談室運営協議会・ケア会議の開催	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。
43	高齢介護課	介護給付に関する事務	介護保険サービス	・介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。 ・相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ・相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。

No	担当課	事業名	事業内容	「生きる支援」との関連性
44	高齢介護課	高齢者への総合相談事業	・高齢者に対し必要な支援を把握するため、地域包括支援センターにおいて初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。 ・24時間介護電話相談	・問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。 ・訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きていることの包括的支援(自殺対策)にもなっている。
45	こども政策課	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。	自立支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの高いひとり親家庭を、他の機関へつなぐ等の対応の強化につながり得る。
46	こども政策課	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費の助成	・ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ・医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。
47	こども政策課	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	・家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。 ・扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。
48	ほいく課	保育コンシェルジュ	「子どもを預けて働きたい」「職場に復帰するのに、どこに預けたらいいのか、どんな施設があるのか分からない」等で、お困りの方々への案内・サポート 【例えば、こんなときに利用できます】 ・子育てをされていて、不安や困ったことがあり、誰かに相談したいとき ・子どもを預けて働きたいが、どのような施設があるかわからないとき ・幼稚園・保育所(園)等の施設について知りたいとき	・保育所等への入所相談の中で、生活上の様々な問題を抱えておられる子どもや保護者に対しての各種相談窓口の案内・周知等により早期に他機関へつなぐ接点になり得る。
49	ほいく課	保育の実施(公立認定こども園、保育所・私立認定こども園、保育園、小規模保育事業所)	・公立認定こども園、保育所・私立認定こども園、保育園、小規模保育事業所による保育・育児相談の実施 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	・保育所等に通われている子どもや保護者の方が生活上に様々な不安や問題を抱えておられることに早期に気づき、他機関へ繋ぐことができる可能性がある。
50	ほいく課	保育料等納入促進事業	・滞納者に対し、電話による催告や郵送による催告書の発送 ・個々の滞納者の生活実態に応じた対応を行うため、財産調査を実施し、財産状況の把握に務める。	・定期的に連絡を取ることで、生活状況の変化や生活上の問題等に気づくことができ、早期に他機関へつなぐことができる可能性がある。
51	こども家庭・保健センター	子育てひろば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	核家族化、地域とのかわりが希薄化など子育て世帯は孤立しやすく、自殺のリスクが潜在化している。 保護者が集い、交流ができる場を設けることでリスクを軽減し、危機的状況になる前の保護者を発見し早期の対応につなげる。
52	こども家庭・保健センター	ファミリー・サポート・センターの運営	仕事と子育ての両立や地域での子育て支援を行うために、子育ての手助けして欲しい人(依頼会員)と子育てに協力したい人(協力会員)が会員となって、一時的に子どもを自宅に預かる相互の援助活動を行う会員組織	会員がゲートキーパーの役割を担うことで、家庭内のリスクを把握し、子育てに関連する悩みや育児支援を行う。
53	こども家庭・保健センター	要保護児童対策地域協議会の設置	虐待や非行などの要保護児童に関する問題、及び出産前後において養育支援など特に支援が必要と認められる妊婦について、関係機関等の連携により組織的に対応し、困難を抱える児童の早期発見及び適切な保護を図る。	子どもの安全と安心のため関係機関と連携等を図るなかで、自殺に対するリスク把握と自殺予防の取組を行う。
54	こども家庭・保健センター	家庭児童相談	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談と支援を行う。	こども家庭支援員がゲートキーパーの役割を担うことで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握と、予防のための取組ができる。
55	こども家庭・保健センター	母子健康手帳の交付事業 妊婦健康診査費助成事業	妊娠届出書の提出により、母子健康手帳の交付を行っている。交付時には保健師が全数面接を行い、妊婦健康診査費助成事業を含め、必要な情報提供など保健指導を実施。また、母子健康手帳アプリの紹介も行っている。	交付者が乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応を理解することで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
56	こども家庭・保健センター	プレおや教室 パパママクラス 沐浴クラス	妊娠・出産・育児に関する知識の向上を目的に実施をしており、夫婦で参加しやすいよう両親を対象に休日の開催をしている。	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合があるため、育児についての正しい知識の普及啓発を行うことで、生きることの包括的な支援につながる。
57	こども家庭・保健センター	未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま出生した子(未熟児)で、指定養育医療機関において医師が入院を必要と認めた方の満1歳の誕生日前日までの入院医療費の給付を行う。	給付の手續に際して、家族と対面して対応する機会を活用することで、不安等の聞き取りができ、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。
58	こども家庭・保健センター	産後ケア事業	出産退院後の母と生後4か月以内の乳児で、支援が必要な母子を対象に、市内の病院や助産所で宿泊や通所による心身のケアや健康管理を行う「産後ケア」を受けることができる。	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合があるため、育児についての正しい知識の普及啓発を行うことで、生きることの包括的な支援につながる。

No	担当課	事業名	事業内容	「生きる支援」との関連性
59	こども家庭・保健センター	育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要である家庭に支援を行うことで、養育の負担を軽減し、こどもと家庭を支援する。	保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺のリスクの軽減に取り組む。また、被害児へのケアは、こども自身の自殺リスクや成人してからの自殺リスクを軽減し、自殺予防を図る。
60	こども家庭・保健センター	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、保健師、助産師、看護師が家庭訪問を行い、赤ちゃんの身体計測や育児相談を行っている。	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合があるため、育児についての正しい知識や必要なサービスについての情報提供を行うことで、生きることの包括的な支援につながる。
61	こども家庭・保健センター	子育て家庭ショートステイ事業	家族の入院・事故・その他やむを得ない事由で18歳未満のこどもの養育ができない場合に、芦屋市の指定する児童養護施設や里親宅で一定期間預かる。	こどもを一時預かりすることで、家庭の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知するゲートキーパーの役割と、レスパイトケアを行うことで育児負担の軽減を図る。
62	こども家庭・保健センター	乳幼児健康診査事業	発達の節目となる4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に疾病や発達の遅れ、視聴覚の異常などを早期に発見するため総合的な健診を行うとともに、育児・栄養・むし歯予防などの指導・相談・助言を行っている。また、各健診ごとに「育児BOOK」を配布し子育てに関する情報を提供している。また、乳幼児健康診査の未受診理由が不明な者に対して、電話・手紙・訪問等で受診勧奨を行っている。	こどもの発達等に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。
63	こども家庭・保健センター	健康相談事業 (母子保健)	乳幼児とその保護者を対象に、保健師、栄養士、助産師によるこどもの発達や育児、栄養、母乳についての相談を行っている。	こどもの発達等に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。
64	こども家庭・保健センター	健康教育事業 (母子保健)	乳幼児とその保護者を対象に、離乳食や、幼児食、アレルギーについての健康教育を行っている。	子育てに関する知識を提供することにより、保護者の負担や不安の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。
65	こども家庭・保健センター	予防接種事業	予防接種の実施や、普及啓発を行う。	予防接種を実施することで病気の予防に寄与することができる。また、接種の機会を利用し、健康相談を行ったり、必要な場合は専門機関による支援につなぐ等、支援の接点となり得る。
66	こども家庭・保健センター	健康診査事業	各種がん検診や、3時間人間ドッグ等の健康診査の実施	健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につなぐ等、支援への接点となり得る。
67	こども家庭・保健センター	特定健康診査・後期高齢者医療健康診査	国民健康保険加入者の40～74歳、後期高齢者医療保険加入者を対象に健康診査を行っている。こども家庭・保健センター、市立芦屋病院では休日に健診受診が可能な日を設け健診が受けやすいようにしている。	健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につなぐ等、支援への接点となり得る。
68	こども家庭・保健センター	健康相談事業 (成人保健)	医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による、健診(検)診結果、生活習慣病予防、歯、食事、運動の相談を行っている。	健康に関する様々な相談に応じることで、日常生活の不安の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。
69	こども家庭・保健センター	健康教育事業 (成人保健)	健(検)診結果、生活習慣病予防、食事、運動についての健康教育を行っている。	健康に関する様々な知識を提供することで、日常生活の不安の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。
70	こども家庭・保健センター	ヘルスアップ事業	健康につながる行動をすることで健康ポイントがたまり、健康ポイント数に応じて抽選で記念品を進呈	外に出る機会を増やすことにより、人とのつながりを維持することに繋がる。また、イベントの機会等に、必要な場合には専門機関による支援につなぐ等、支援への接点となり得る。
71	こども家庭・保健センター	がん患者アピアランスサポート事業	がん治療による外見(アピアランス)変化に対する不安軽減や療養生活をよりよく送れるよう、医療用ウィッグ、乳房補正具の購入費用を助成を行っている。	健康問題は、自殺に至る主な理由の1つであり、助成の相談・申請に訪れる方は金銭面でも困難を抱えている可能性が高い。そのため相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。
72	こども家庭・保健センター	特定疾病療養補助金	該当する疾病をお持ちの、市内に6か月以上住所を有する方を対象に、療養補助金を給付している。	健康問題は、自殺に至る主な理由の1つである。そのため相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。
73	こども家庭・保健センター	休日・夜間診療	休日・夜間の急病患者に対する応急診療を実施する。	・通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースもあることが想定される。 ・ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。

No	担当課	事業名	事業内容	「生きる支援」との関連性
74	建築住宅課	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う。	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。
75	建築住宅課	公営住宅家賃滞納整理対策	公営住宅の滞納使用料の効率的収納と自主納付を促進し、住宅使用料収納率の向上を図るため、公営住宅等使用料について事務委託を行う。	使用料滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きる」ことの包括的な支援のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
76	道路・公園課	道路・公園管理に関する事務	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務(ホームレスへの対応等)	・ホームレスの方は自殺のリスクが高い方が少なくない。 ・様々な関係機関の職員と一緒に巡回し必要な事業を提供するなど、自殺リスクの高い層に支援をするため施策としても重要である。
77	道路・公園課	公園・児童遊園等の維持管理	・公園・児童遊園等の管理に関する事務 ・公園施設の維持補修に関する事務	地域内の公園施設が自殺発生の多発地となっている場合は、公園を対策の拠点とし巡回等を行うなどの対応を取るなどハイリスク地対策を進めることができる。
78	道路・公園課	犯罪被害者等支援	・被害者への相談窓口の案内 ・被害者への金銭支援 ・被害者への生活援助員の支援	・犯罪被害者は、様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ・被害者へ相談の窓口を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
79	道路・公園課	まちづくり防犯グループ連絡協議会・生活安全推進連絡会	・講演会などの開催による情報提供	地域活動者が気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。
80	防災安全課	防災対策一般事務費	各種防災対策を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行う。災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、計画内でも「被災者等のところのケア対策」のようなメンタルヘルスにも配慮した、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	・自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。 ・地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る
81	水道業務課	水道料金徴収事務	・料金滞納者に対する料金徴収(集金)事務 ・給水停止執行業務	徴収業務を業者に委託しており、直接市民と接するのは主に業者の徴収員である。機会があれば市職員と委託業者で、ゲートキーパー研修を受講し、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、必要に応じて他機関へつなぐ等の対応が円滑に行えるようになる可能性がある。
82	市立芦屋病院	病院運営	精神科リエゾンチームや医療相談が中心となり患者支援を図る	精神心理面の問題を抱えた患者やその家族に対し精神科医、専門性の高い看護師、公認心理士、社会福祉士等多職種で連携し患者支援を図る
83	救急課	救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	1 救急救命士の養成 2 救急資格者の養成 3 救急救命士の救急業務高度化教育 4 事後検証会 搬送症例の検証及び隊員へのフィードバックを行うことにより、救命率ならびに技術力の向上を目指す。	救急救命士養成等の研修時、精神科疾患対応の項目において自殺企図者への対応方法を学ぶことが出来る。搬送症例の中に自殺未遂のケースも含めることにより、初期対応ならびに救命率の向上につながり得る。
84	管理課	就学に関する事務	特別に支援を要する児童・生徒やいじめやDV等の被害を受けている児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの状態に応じたきめ細かな相談を行う。	・特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ・各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ・いじめやDV等の被害を受けている児童・生徒の保護者の相談にも応じ、各学校や施設と連携を取り、適切な対応を取る。

No	担当課	事業名	事業内容	「生きる支援」との関連性
85	管理課	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	・就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ・費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する事由を学校や関係機関と情報共有または連携を行うことで、自殺リスクの早期発見と対応になり得る。
86	教職員課	教職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図ることができる。
87	教職員課	多忙化解消事業	学校や教職員の業務や行事等の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開させ得る。
88	学校支援課	生活指導・健全育成(教職員向け研修等)	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させる。	・問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。 ・教職員向け研修の中で対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。 ・研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ることができる。
89	学校支援課	いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	・いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。 ・個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。
90	学校支援課	教育相談(いじめ含む)	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	・学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。 ・教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。
91	学校支援課	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	・さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ・スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
92	学校支援課	教育に関する連絡会の開催等	生徒指導・不登校連絡協議会を開催し、情報提供・共有・長期休み前後の連絡等を行っています。	・不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ・そうしたリスクに対して、市内協議会にて連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、問題解決へとつなげることが可能になり得る。
93	保健安全・特別支援教育課	就学に関する相談	特別に支援を要する幼児・児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	・特別な支援を要する幼児・児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ・各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ・幼児・児童・生徒の保護者の相談にも応じることで、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。
94	保健安全・特別支援教育課	子育てひろば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	・周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ・保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応につなげる接点にもなり得る。
95	保健安全・特別支援教育課	性に関する指導推進事業	・児童生徒等に、保健体育の授業や助産師の講義を活用し、性に関する指導の充実を図る。	・望まない妊娠や性被害等は、児童生徒の自殺リスクにつながりかねない重大な問題である。
96	打出教育文化センター	教職員向け研修	生徒指導の諸課題の未然防止を含めた児童生徒の健全育成のために、研修を行っています。	・児童生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。 ・教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。
97	生涯学習課	出前講座	市民で構成する団体からの要請に基づき、団体が主催する学習会に市職員等を講師として派遣し、職員等の専門知識を生かした芦屋市生涯学習出前講座を行うことにより、市民の市行政に対する理解を深め、生涯学習によるまちづくりを推進する。	・講座に「ゲートキーパーの役割」等の内容を加えることで、住民への啓発の機会となり得る。 ・地域で集える機会を設けることで、地域の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。
98	青少年育成課	青少年対策事業	・青少年問題協議会の開催 ・若者相談事業の実施	・協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有することで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。 ・相談事業を通して、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の自立及び社会参加を支援する。

No	担当課	事業名	事業内容	「生きる支援」との関連性
99	青少年育成課	青少年育成愛護事業	青少年愛護委員の活動 ・街頭巡回 ・地域の環境浄化	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の見守りや挨拶運動を通して、青少年の愛護と健全育成を図る。 ・育成愛護委員を対象とした研修会等の際に、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことにより理解を深めてもらうことができる。
100	青少年育成課	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブでは、子どもや保護者の生活状況を知る機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ・放課後児童クラブの支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている子どもや保護者がいた場合には、必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。
101	図書館	図書館の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が快適に過ごすことのできる環境づくり ・住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 ・おはなしの会や読書講演会等の開催など、教育・文化サービスの充実 ・学校連携事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な施設環境を提供することで、図書館が住民の心の拠り所となり得る可能性がある。 ・自殺対策強化月間や自殺予防週間等に関連図書を展示することで、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ・学校の連携事業を充実させることで、児童生徒が図書館を知るきっかけとなり、学校以外の居場所を提供することにもつながる。